

事業計画書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

一般会計

事業名	事業内容
1 財団の管理 (1) 諸会議の開催	財団の運営を行うために必要な理事会及び評議員会等を開催する。
(2) 広報活動の実施	財団に関する広報用パンフレット等の作成、配布及びセミナーなどあらゆる機会をとらえて、財団の知名度の向上及び各事業の周知のための広報活動を行う。
(3) 賛助会員とのコミュニケーション	賛助会員の新規獲得に努める。また、賛助会員とのコミュニケーションを密にし、財団へのニーズの把握、協力要請を行う。また、賛助会員に対し、機関誌等による情報提供を行う。 11月以降は、上記業務を行うため、駐在代表数名を置く。
2 各種セミナー・研修等の実施	財団の設立目的に沿ったセミナー・研修等を実施し、人材多様性経営を支援する。
3 セクシュアルハラスメント等に関する相談・事案解決支援事業	企業等と委託契約を締結し、その企業等の従業員からセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取扱いに関する相談を受けるとともに、セクシュアルハラスメント等の問題を企業内で解決するための情報を提供する。 また、企業の担当者に代わり、財団の専門員が関係者から事情聴取を行う等により、解決に向けた情報提供・助言を行う。
4 内部通報受付システム	内部通報の社外受付窓口として、WEBによる内部通報受付システム事業を実施し、従業員が働きやすい職場作りに寄与することを目指す。(試行的実施)
5 図書等の刊行	働く女性の活躍支援、ハラスメントのない職場づくりなどに関する図書、ポスター、DVD等の刊行を行う。
6 女性活躍サポート・フォーラム	女性の活躍推進に積極的な企業を支援するための会員制プログラム「女性活躍サポート・フォーラム」において、企業の女性活躍推進責任者の情報交換会や女性社員を対象とした各種研修等の事業を実施する。
7 ワーク・ライフ・バランス企業診断・認証事業	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方が社会に定着するようワーク・ライフ・バランス企業診断・認証事業を実施する。
8 調査研究等の実施	財団の設立目的に沿った調査研究、情報の収集・提供等を行う。

事業名	事業内容
9 女性活躍支援関連事業	働く女性の活躍支援や仕事と生活の両立支援等、財団の設立目的に沿った各種事業を実施する。

事業計画書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

特別会計 ポジティブ・アクション促進のための総合的情報提供受託事業勘定

事業名	事業内容
1 ポジティブ・アクション促進のための情報ポータルサイトの運営・拡充	ポジティブ・アクションを促進するための情報ポータルサイトを運営し、「女性の活躍推進宣言コーナー」、「男女間格差の『見える化』推進支援ツール」等の新たなコンテンツを加えて、事業主や人事労務担当者、女性労働者等を対象に、ポジティブ・アクションに関する各種情報の周知・広報を実施するとともに、雇用管理の改善方法等ポジティブ・アクションに係る専門的かつ実践的な情報の提供を行う。
2 女性の活躍推進状況に関する企業診断システムの管理・運営	企業が自主的にポジティブ・アクションに取り組むために必要な目標を立てやすくするため、地域・同産業・同規模企業における自社のポジティブ・アクションの推進状況について自己診断できるようにする「女性の活躍推進状況に関する企業診断システム」を適切に管理・運営すると共に、新たに診断を受けた企業がそれぞれの診断結果に見合った改善策に取り組むことができるよう「診断結果活用Q&A」を作成し、サイトに掲載する。
3 ポジティブ・アクションの取組に関する相談の実施等	診断を受けた企業からのポジティブ・アクションの取組に関する相談に対し、電子メール・電話・訪問により対応するとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の事例を収集し情報提供する。

事業計画書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

特別会計 中小企業におけるポジティブ・アクション導入支援受託事業勘定

事業名	事業内容
1 中小企業ポジティブ・アクション導入支援事業	「実践的導入マニュアル作成検討委員会」を開催し、中小企業がポジティブ・アクションに取り組むための汎用性の高い実践的導入マニュアルを作成するとともに、これを全国の中小企業等に配布すること等により、マニュアルの活用を通じて中小企業におけるポジティブ・アクションの取組の促進を図る。

事業計画書

平成23年4月11日から平成24年3月31日まで

特別会計 両立支援に関する総合的情報提供事業勘定

事業名	事業内容
1 専門家による検討委員会の開催・運営	委員6人程度による検討委員会を設置し、年5回程度検討委員会を開催し、両立指標及び両立支援総合サイトについて検討・作成を行う。
2 企業が自社の仕事と家庭の両立支援対策の進展度合いを点検評価するための両立指標の作成	検討委員会に諮り、現行の5分野での仕組みについて、両立指標の項目として適切な項目、利用者に利用しやすくする工夫について、検討を行い、20,000社の企業に対し、データを収集した上で、新しい両立指標を策定する。
3 両立支援総合サイト(仮称)の開設・運営	法令等の解説、助成金等企業に対する支援制度、企業の雇用管理事例、両立指標(新指標策定まではこれまでのもの)、両立支援のひろば(一般事業主行動計画公表システム)、その他企業が両立支援を取り組むに当たって有用な情報、検討委員会による提案事項を掲載した両立支援総合サイト(仮称)を開設し、運営する。
4 両立支援総合サイト(仮称)の広報	両立支援総合サイト(仮称)について、ちらしを作成し、広くサイトが利用されるよう、広報を行う。

事業計画書

平成23年4月1日から平成23年12月31日まで

特別会計 育児休業労働者等支援関係業務特別勘定

事業名	事業内容
1 育児・介護雇用安定等助成金の支給 (1)両立支援レベルアップ助成金 ・育児・介護費用等補助コース ・代替要員確保コース ・子育て期の短時間勤務支援コース ・休業中能力アップコース ・子育て期の柔軟な働き方支援コース (経過措置分)	<p>育児又は家族の介護を行う労働者が育児又は家族の介護に係るサービスを利用する際に、事業主がその費用の全部又は一部を負担する旨を就業規則等に規定し、実際に補助を行った場合、これに係る費用の一定割合を事業主に対して助成する。</p> <p>育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給する。</p> <p>子育て期の短時間勤務制度を設けることが事業主の義務とされたことに伴い、当該制度の「導入・定着」助成を集中的に行うため、3歳に達するまでの子(小規模事業所のみ)、小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則等に規定し、労働者に利用させた事業主等に対して支給する。</p> <p>育児休業又は介護休業取得者の円滑な職場復帰を図るために、育児休業又は介護休業を取得する労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置(職場復帰プログラム)を実施する事業主等に対して支給する。</p> <p>平成19年度限りで廃止。経過措置として、平成19年度までに支給要件を満たしたものと及び平成19年度までに最初の支給対象者が生じたあと5年以内に2人目以降の対象者が生じた事業主等に支給する。</p>
(2)事業主等に対する広報、情報提供の実施	<p>助成金説明会の開催等により、助成金制度の周知・利用促進を図るとともに、制度導入等についての事業主等に対する相談・援助を行う。</p> <p>助成金の活用を通じて両立支援に関する雇用管理改善等の促</p>

事業名	事業内容
2 福祉関係業務の引継	<p>進を図るとともに、両立支援についての具体的な取組方法、企業の取組事例等、効率的な両立支援策に必要な情報を広く提供することを目的として両立支援セミナーを開催する。</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第60条第1項に基づき、福祉関係業務並びに同業務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐ。</p>

事業計画書

平成23年4月1日から平成23年12月31日まで

特別会計 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定

事業名	事業内容
<p>1 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給(経過措置分)</p> <p>(1)短時間労働者均衡待遇推進等助成金</p> <p>(2)短時間正社員制度導入促進等助成金</p> <p>2 事業主等に対する助成金に係る広報及び情報提供</p> <p>3 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継</p>	<p>通常の労働者との均衡待遇の確保等を図ることを目的として、短時間労働者について、①通常の労働者と共通の評価・資格制度、②能力又は職務に応じた待遇に係る制度の整備、③通常の労働者への転換の推進、④教育訓練、⑤安全衛生の確保等に関する措置を行う事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>短時間正社員制度を導入し、制度利用者が出た事業主に対して、制度利用者の10人目まで助成金を支給する。</p> <p>事業主等に対し短時間労働者均衡待遇推進等助成金の経過措置についての広報を行うとともに、均衡待遇に係る情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・助成金の広報(リーフレット・ホームページ等)・インターネット上で、短時間労働者の雇用管理の状況を事業主自らがチェックし、助成金の受給の参考となる雇用管理に関する診断とそれに基づく解説やアドバイスを受けられる「パートタイマー活躍度診断サイト」の運営 <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第33条第1項に基づき、短時間労働者雇用管理改善事業等関係業務並びに同業務に関する帳簿及び書類等を厚生労働大臣に引き継ぐ。</p>